

# 建築家がつくる応急的コミュニティ・スペースに関する調査研究 ～東日本大震災後の三陸地域における実態～

D1-09101 川崎 秋江

## 1. はじめに

### 1. 1 研究目的

震災以来、集まりたくても気軽に集まる場所がないという住民の声に答えるべく、建築家の手により集会所のような新たなコミュニティ・スペースが生まれ出され、みんなで語り合ったり被災者同士がつながるための“場”が設置されている。このコミュニティ・スペースが建築家によってつくられることで、地域コミュニティにとってどのような役割や機能を果たしているのかを明らかにする。

### 1. 2 調査対象

建築家がつくる応急的コミュニティ・スペースを以下の定義のもと抽出した。

- ①東日本大震災以降、岩手県・宮城県・福島県の被災3県に設置されたもの
- ②建築家が設計した建築物
- ③企画主体に建築家が属している
- ④地域住民が集まる場所としてつくられたもの

ハウスメーカーなどによって設置されたプレハブの仮設集会所などは含まず、震災以降に建築家が主体となって企画・設計したものとする。また、改修により設置されたものも含む。その結果、対象建築物は29件であった。

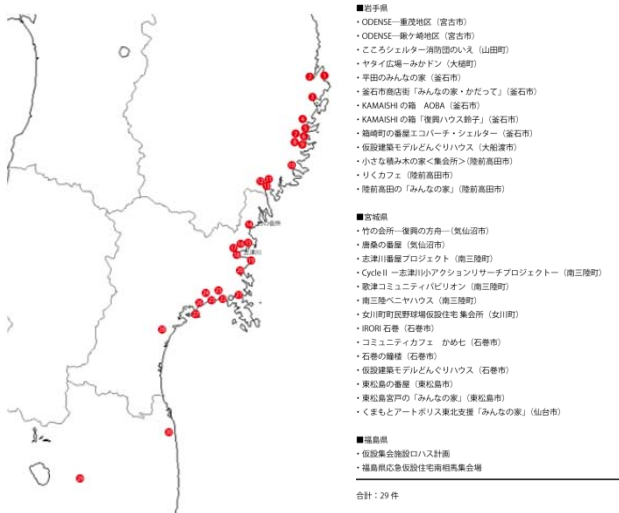


図1 対象建築物の分布図と名称

### 1. 3 研究方法

はじめに、震災後におけるコミュニティの問題点を把握し、震災以前からあった集会所や仮設住宅団地内に建設されたプレハブの集会所の既存コミュニティ・スペースの運営方法や

課題点などを自治体へヒアリング調査する。次に、現地調査や運営者へのヒアリング調査から、建築家がつくるコミュニティ・スペースの実態を①設置プロセス、②活動、③課題点の3つの視点で見る。そして、既存と建築家がつくるコミュニティ・スペースを比較し、分析していく。

## 2. 建築家による被災地プロジェクトについて

### 2. 1 東日本大震災の被害状況

2011年（平成23年）3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源とする東北地方太平洋沖地震で、日本周辺における観測史上最大の地震である。この地震により、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る大津波が発生。避難者数は約32万1千人、うち避難所にいる者は159人。避難者のほぼ全ての人々が住宅等に移転済みである。仮設住宅は約5万3千戸を完成。（平成24年12月26日現在）

人的被害	死者：15,875名、行方不明者：2,713名
建物被害	全壊建物：129,714戸、半壊建物：267,603戸
災害救助法の適用	241市町村（10都県） ※長野県北部を震源とする地震で適用された4市町村（2県を含む）

表1 被害状況（平成24年9月30日現在）

### 2. 2 東日本大震災後の建築家の動き

2011年夏以降、仮設住宅の改善提案や番屋などのコミュニティの場の建設、復興のための住宅などの再建、地域文脈の読解に基づく集落環境への提案、空間的な目標像の提案など、多くの建築家の活躍が目立ってきている。代表的なものは阿部仁史や塚本由晴らのほか、東北の建築教育関係者を含む、1960～70年代生まれの建築家による組織「アーキエイド」や、伊東豊雄、山本理顕、内藤廣、隈研吾、妹島和世という1940～50年代生まれの世界的に活躍する建築家5人が結成した「帰心の会」である。

## 3. 被災地における応急的コミュニティ・スペースの特徴

### 3. 1 震災後におけるコミュニティの実情

#### (1) 阪神淡路大震災

阪神淡路大震災による仮設住宅は、移住地区を考慮せず抽選で入居者を決定したことや、集会所などの協働スペースを配置しなかったことが、一因となり高齢者のような生活弱者の孤立、孤独死等の問題が生まれた。また、被災者の生活実態アンケート調査によると、仮設住宅や復興公営住宅への転居を繰り返す中で、人付き合いが失われていることがわかる。

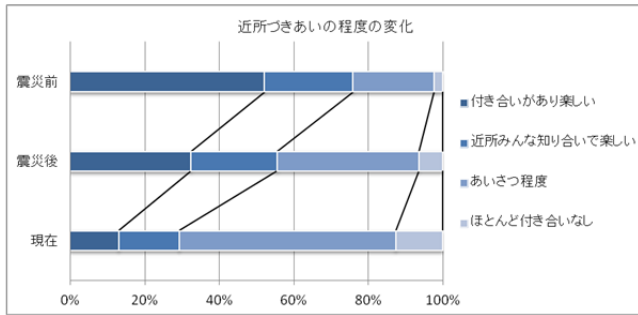


図2 近所づきあいの変化

### (2) 新潟中越地震

阪神淡路大震災の反省から、元々の集落単位で仮設住宅に入居する「コミュニティ入居」や団地内の集会所や談話室等の設置を実施した。また、仮設住宅団地内に仮設オープンカフェの設置を試み、被災地のコミュニティ強化へ努めた。しかし、これは被災者の数が少なく仮設住宅が足りていたからできたことである。

### (3) 東日本大震災後に予想されるコミュニティの問題

東日本大震災では、被害規模が過去最大だったことや土地の確保などの理由により、抽選入居を選択した自治体が多くある。ゆえに、阪神淡路大震災後のような孤独死という復興災害を繰り返してしまう可能性が高い。仮設住宅の水準は良くなっているが、人と人のつながりやコミュニティはバラバラとなり、被災者は人間的な結びつきを失い社会的に孤立してしまうのではないかと考えられる。

## 3.2 既存のコミュニティ・スペースの実情

### (1) 既存の集会所

各自治体には「集会所条例」が定められている。各地区に設置されている既存の集会所は、公共施設のため、使用にあたって申請書や許可書などの手続きが必要である。申請には使用目的や時間、人数などが明確でなければいけないため、使用において規制がかかる。

### (2) 仮設集会所

仮設住宅団地に設けられた集会所や談話室においても既存の集会所のような規制のある団地は少なくない。仮設住宅の敷地内に設置された集会所や談話室は住民による自主的運営を原則としており、各種行事の実施や、政府などによる保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用が前提である。

2012年11月には政府から集会所等について、自習室をはじめとする学習支援の場としての活用の推進されている。

よって、普段は鍵をかけ、行事や会議等状況に応じて開場する運営方法をとっている自治体が多い。これは、震災後において自治会組織の活動が困難になったことや、鍵の管理が一部の住民への負担となることが原因である。

## 3.3 建築家がつくる応急的コミュニティ・スペースの特徴

震災以降、建築家がつくる被災地のコミュニティ・スペースは「気軽に立ち寄れる憩いの場・集会所」というコンセプトの基、造られている。建築家がつくるコミュニティ・スペースでは、建築家と住民の関係が、単なる「建築家と施主・クライアント」という関係だけでとどまっていない。コミュニティ環境を創造・再生する一主体として地域住民と同等の立場で建築家も位置している。この点が一般的な建築想像と異なっている。

### (1) 構想・設計段階における住民参加

建築家がつくるコミュニティ・スペースには住民が様々な活用方法に対応できるように、設計に工夫が成されている。そこには実際に住民の声が活かされているものがある。住民の声がデザインへ反映されているコミュニティ・スペースには、建築家と住民によるワークショップや説明会での意見のやりとりが開催されたものが多く見られる。

- A: ワークショップの開催
- B: 運営側との意見交換
- C: 意見交換会開催 (住民向け)
- D: 説明会開催 (運営側への概要説明)
- E: 住民への模型展示による説明
- F: 開催なし

名称	A	B	C	D	E	F
合計	6	7	5	4	1	10

表2 ワークショップや説明会開催の有無 (※重複あり)

また、住民を招き、竣工式を開催している所は19件あり、ワークショップや説明会の開催がないところでは、竣工式を通して住民へ向けて建設コンセプトや利用方法を説明し、住民への周知を促している。

### (2) 施工段階における住民参加

住民による参加は、建設作業だけでなく建設後に使用する家具や花壇づくりにも見られた。また、施工期間中における休憩所やお手洗いなどの提供や食料の差し入れなども多く見られ、建築家と施工者、住民の関わりがあった。

名称	建設作業	家具作り	花壇作り	休憩所提供	食料の差し入れ
合計	18	9	5	23	22

表3 施工における住民参加の有無 (※重複あり)

### (3) 管理・運営方法

実際の活用のされ方において「住民が自由に利用できるコミュニティ・スペース」として運営されているものは対象物29件中22件である。既存の集会所のような手続きをしなくても、住民が自由に利用できる。これには、管理・運営側にと建築家に共通認識があるからだ。

仮設住宅団地に設置されたコミュニティ・スペースは自治会の管理の下、常時開放されている。気軽に集まれるように、

お茶やコーヒーなどを用意し、集まって自由に「お茶会」などを行えるような環境づくりにも力を入れている。住民が一人で来ても「ここに来れば誰かいる」という認識で、気軽に足を運べるように自治会が交代で常駐するような取り組みも見られる。

仮設住宅団地ではなく、浸水域内に設置されたコミュニティ・スペースもある。家を失いその土地から離れ他地区で暮らす人や、残存世帯として被災地域で暮らす人々が集まる拠点として、地元のNPO団体や地元企業の管理の下、常時開放されている。イベントなどを開催し、住民同士に新しい交流を生み出すだけでなく、震災前の既存コミュニティに対して、継続的な交流の支援も行っている。

名称	仮設住宅団地内	仮設住宅団地外	常時開放	イベント開催
合計	9	20	22	21

表4 設置場所と運営方法

運営側は、利用する住民が固定化しないように、開放時間と貸切時間などをうまく工夫して幅広い年齢層の住民が利用できるように運営方法をとっている。

しかし、中には利用対象者が漁業関係者や消防団員などに限定されている所や、地域性から自治会組織の維持が難しく、毎日の鍵の管理が困難なため、現在常時開放が不可能な状況の所もあるが、住民の希望により常時開放へ向けて取り組んでいる。

(4)デザイン

コミュニティ・スペースの利用者の多くはプレハブによる仮設住宅の居住者である。建築家のつくるコミュニティ・スペースは地域住民の心の安らぎを考え、木造が多い。木のぬくもりや香りは人に安心感与える。そして、大半が間仕切りの無いワンフロアである。1つの「場」を共有することが、人と人の距離を縮ませる。外観は、同じデザインのものがなく個性的なものが多い。遠くから見た時や、遠方者からの視認性も高く、目印や拠点になりやすい。



図3 みんなの家(仙台市)



図4 りくカフェ(陸前高田市)

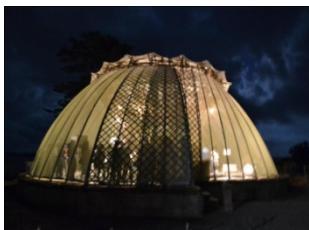


図5 竹の会所(気仙沼市)



図6 ODENSE(宮古市)

4. 三陸地方における応急的コミュニティ・スペースの実態

4.1 釜石商店街「みんなの家・かだって」

釜石市の中心市街地に位置している。「帰心の会」によって企画・建設され、鉄骨造に木造の切妻屋根が架けられている。ローコストで建設可能で、解体や移設も容易にできる構造である。

所在地	岩手県釜石市
開所日	2012年6月
面積	167.52㎡ (73.27㎡ 地上1階)
構造	鉄骨造 一部木造
外観	
所有者	@リアスNPOサポートセンター
管理	
運営主体	
施設案内	休憩所(10:00~18:00)、時間外事務所 お茶・コーヒー有(無料) 貸切利用可能(要予約) イベント企画、開催

表5 釜石商店街「みんなの家・かだって」概要

(1)運営主体による取組

住民が気軽に足を運べるように、お茶とコーヒーを無料提供や住民へ本貸し出しも行っている。また、運営団体であるNPO団体は、住民へ向けて月に数回のイベントを企画・開催している。(表6) これらの情報はホームページや、NPOが発行しているフリーペーパーの情報誌などで広めており、近所の仮設住宅へのチラシ配布や、訪れた人への呼びかけも徹底している。そして、室内には情報誌の設置や貼り紙なども多く取り揃え、休憩所だけでなく「情報発信の場」づくりにも力を入れている。ここはNPOが拠点として活動しているだけでなく、住民も主体として使えるように無料で貸し出しも行う。(表7)

日付	内容・タイトル	参加者数
2012/6/23	オープニングイベント	40名
2012/6/30	つるし飾り教室	11人
2012/7/24	蕎麦打ち	不明
2012/8/4~16	桜舞太鼓写真展イベント	不明
2012/9/10	クラシックミニコンサート	20人以上
2012/9/20	フラワーアレンジメント	9人
2012/10/27	飾り大巻き寿司作り	10人
2012/10/27	四重奏団釜石キヤランパン 演奏会	約10人
2012/11/17	復興カフェ	約10人
2012/11/23	第1回かだって×語って 中・高校生ワークショップ	中学生6人、高校生2人
2012/11/25	ふくろう布マスコット作り	10人
2012/11/30	来年の干支づくり教室	不明
2012/12/16	ペーパークラフトde小物入れ作り	15人
2012/12/20	クリスマスリース作り教室	12人

表6 イベント開催状況



頻度	団体	内容
ほぼ毎日	東北アッププロジェクト	パソコン講座
週1	仮設団地支援連絡員	運営団体が主体となって行っている事業で、仮設住宅に関わる情報交換などを行っている
単発 (2012/8/4)	只越町商店街	ビアパーティ
単発	NEXT KAMAISHI	若手経営者を中心とした復興支援組織で話し合いなどを行っている

表7 貸出状況



図7 平面図と活用方法

## (2)つかい手による活動

仮設住宅には街の情報が行き渡っているが、残存世帯には情報が届きにくく、情報収集のために訪れる人がいる。中には、お菓子持参して管理人さんとの話を楽しみに毎日通う一人暮らしのおじいちゃんや、仕事帰りにマグカップを持ってきてコーヒータイムを楽しむお父さんもいる。みんなの家に来るのが楽しみな住民が少数ではあるが見られている。

## 5. まとめ

### 5.1 建築家のつくる応急的コミュニティ・スペースの要点

既存のコミュニティ・スペースは条例や管理の問題が未解決のため、住民にとって使いづらい。しかし、建築家がつくるコミュニティ・スペースは、住民が親しみやすいような空間づくりが4つの視点で行われている。

1つ目は、住民がコミュニティ・スペースの企画・設計段階から参加し、住民が欲しい居場所や住民目線での使いやすさがデザインに反映される。

2つ目は、「つくる」工程に住民も加わることで、愛着の増した建築物が出来上がるということである。また、そこには建築家と住民の協働によるストーリーも生まれる。

3つ目は、住民が気軽に集まりやすく、また利用しやすい運営方法にある。常時開放するという手軽さや、イベントによる集客性、雑誌やインターネットを媒体するなど、運営側の工夫がある。これは、運営側と建築家の共通の認識があるからこそ成り立つものである。

4つ目は個性的なデザインによる視認性の高さである。目立つものには興味がわき、近づきたくなる。この効果により、住民を引き寄せている。

以上、4つの視点により、建築家のつくるコミュニティ・スペースは、住民が気軽に寄りたくなる場をつくりだしている。

## 5.2 考察

建設のプロセスに住民が参加したことや、運営側の工夫、デザイン性などにより、地域の中でより身近な公共のコミュニティ・スペースとなっている。住民の生活の一部として定着され、様々な地域コミュニティによるアクティビティが発生している。建築家のつくる応急的コミュニティ・スペースは、今後の復興まちづくりにおいて地域コミュニティが活動する場として定着し、まちづくりの拠点として、この場所を通してまちを盛り上げていくと考えられる。

## 5.3 今後の課題

現在はまだ応急段階で、仮設建築物による実践的な運営である。これから被災地では仮設期を経て、本設建築物へ移行するとともに人々の生活や街は変化していく。今回調査した建築家のつくる応急的コミュニティ・スペースが、復興計画においてまちづくりの拠点として定着していくためには、運営面において様々な問題が考えられる。最も優先して考えなければならないのは、運営資金である。復興公営住宅へと移り変わる時に被災地の住民同士のつながりが断ち切られないように、継続的な運営が求められている。現在は多くの大学や企業、自治体からの助成金や寄付金により運営している所が多くみられるが、地元運営主体の自立に向け運営面における様々な問題を明らかにしていく。

## 参考文献

- 1) 新建築 2011年12月号
- 2) 新建築 2012年6月号
- 3) 新建築 2012年9月号
- 4) 建築雑誌 2012年3月号
- 5) 塩崎賢明 他著：応急的仮設住宅と災害復興公営住宅における孤独死の実態と居住環境に関する研究
- 6) 浅井秀子 他著：中山間地域の地震災害における仮設住宅居住者の住民意識に関する研究
- 7) 岩佐明彦 他著：応急仮設住宅における居住環境の改変とその支援―「仮設カフェ」による実践的研究―
- 8) 山崎丈夫 編著：大震災とコミュニティ